

Chambersカード会員特約

第1条(カードの名称)

本カードは、日本商工会議所および、実施商工会議所(以下「会議所」という)がUCカード会員規約(以下「会員規約」という)に定めるクレジットカード会社(以下「所属カード会社」という)と両者所定方法により契約し、提携して発行するもので、UC-Chambersカード(以下「カード」という)と称します。

第2条(会員資格)

本カードは、会議所の役職員または会議所の会員企業の役職員を加入対象とし、本特約ならびに会員規約を承認のうえ、所属カード会社にお申込みいただき、会議所と所属カード会社がカード利用を承諾した方を会員とします。契約は、会議所と所属カード会社が承諾をした日に成立するものとします。

第3条(会員資格の喪失)

会員は、次の事項のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失します。

- (1) 所属している会議所を退会または会議所の会員事業部を退職した場合。
- (2) 所属カード会社から会員資格を取り消された場合。

第4条(加盟店との紛議)

会員がカードの利用により、カード会社の加盟店等で購入した物品または受けたサービスに関する紛議については、会議所は一切責任を負いません。

第5条(特約の改定並びに承認)

会員規約第20条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第20条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。